

武環収第226号
平成18年7月14日

愛知県知事 神田真秋様

武豊町長 初山芳輝

衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る
環境影響評価方法書について(回答)

平成18年6月14日付け18環活第52-4号にて照会のありましたみだしの
ことにつきましては、下記のとおり回答します。

記

標記の事業は、愛知県が埋立用材を当初の浚渫土砂や公共残土等から廃棄物に変更
して、新たな公共関与の廃棄物最終処分場を整備する計画であるが、この計画変更は
周辺環境への負荷の増大はもちろんのこと、本町の土地利用計画にも大きな影響を及
ぼすものである。

計画地は、衣浦臨海工業地域の一角に位置し、昭和30年代に埋立造成された窯業
及び化学工場敷地東の工業湾区である。これら臨海部の工業専用地域の西側は準工業
地域で、住宅と事業所等が混在しており、計画地との離隔は600m程度である。

一方、この地域の主要な道路は、片側1車線の国道247号線のみであり、周辺の
都市計画街路や臨港道路が未整備なため、大型車両等の産業系交通と一般交通が混
交・集中し、慢性的に渋滞が発生している。また、計画地へのアクセス道路にあてら
れる予定の臨港道路についても、計画地の北で国道247号線とつながる供用区間は
同様の交通状況であり、南伸整備計画区間の沿道には住宅が密集している。

こうした地域特性から、当該事業に伴う廃棄物の搬入及び埋立処分が周辺環境と道
路交通等に及ぼす影響について大きな懸念があるので、環境影響評価にあたっては、
環境影響評価方法書に掲げる事項に加え、以下に示す事項について特段の配慮を願
いたい。

1 全般的事項

- ア 環境影響評価にあたっては、最新の技術と知見に基づく周到な調査・予測・
評価を行い、事業計画に反映させること。
- イ 環境影響評価の手続きにおいては、地域住民等に対する徹底した情報開示を
行い、事業者としての説明責任を果たすとともに、地域住民等から出された意
見、要望には真摯に対応をすること。
- ウ 工事車両及び廃棄物運搬車両等、当該事業の発生交通による環境・交通影響
については、アクセス道路及びその沿道区域のみを考量するにとどめず、周辺

地域の交通流への影響を勘案し、関係機関との連携のもとに周辺地域を含めた道路交通ネットワークの整備を検討・立案すること。

エ 当該事業による埋立造成計画においては、港湾計画に基づく原計画の目的及び経緯に照らし、基礎杭打設の可能な工業用地としての機能を担保すること。

2 個別的事項

(1) 事業の内容について

ア 安定型廃棄物埋立て区画の安全性を確保するため、護岸を遮水構造とすることも含め万全の対策を検討すること。

イ 地震及び波浪等に十分耐える構造とあるが、東海、東南海地震が同時発生した場合を想定した護岸構造とすること。

ウ 事業計画区域周辺の活断層の疑いのある線状の地形(リニアメント)について、詳細な調査を行うこと。

エ 既存のボーリング調査箇所は、廃棄物での埋立てを想定していないため、処分場の遮水性の確保及び将来の土地利用を考慮し海底の不透水層の調査を面的に行うこと。

オ 当該地域の海底全面における不透水層の形成が実証出来ない場合は、鋼矢板による完全締め切りも含め遮水方法を検討すること。

カ マニフェストのみでなく、廃棄物搬入時の受入れ体制、検査体制の確立を図ること。

(2) 環境影響評価について

ア 準備書の作成にあたっては、事業内容及び用語についてできるだけ平易な表現を用い、町民にわかりやすい準備書を作成すること。

イ 事業計画の検討を行うにあたっては、周辺環境への影響をさらに回避・低減することを念頭に置き行うこと。

ウ 住民等から寄せられた方法書についての環境保全上の意見に対して、十分な検討を行い、準備書に反映させること。

(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

ア 大気環境(大気質・騒音・振動・悪臭)

(ア) 環境影響評価の調査及び予測の手法を記載しているが、環境影響をより的確に把握できるよう住民意見も踏まえ調査地点の追加を含め適切に行うこと。

(イ) 大気・騒音・振動の影響を軽減するため、工事資材運搬については極力海上輸送とすること。

イ 水環境

(ア) 潮流の変化により、富貴ヨットハーバーに流木等の滞留が懸念されるため、それらについての考え方を示すこと。

(イ) 安定型廃棄物埋立て区画の水処理についても、管理型廃棄物埋立て区画と同等の処理を検討すること。

(ウ) 浸出液処理水の放流先は富貴ヨットハーバーへの影響を考慮し別の方向について検討すること。

ウ 動物・植物及び生態系

藻場・海藻草類を実施区域全体で調査することと併せ、新たな生物の生息生育空間の形成について具体的に検討すること。

(4) その他

ア 火災、漏水等の事故発生時に環境汚染を防止するため、事故対応マニュアルを作成すること。